

# 自由同和会懲罰規定

# 自由同和会懲罰規定

## (目的)

第1条 この規定は、本会の適正な運営を図るため、懲罰を行う基準を定めることを目的とする。

## (懲罰の対象)

第2条 懲罰の対象は以下の項目に該当するものとする。

1. 本会の名誉を著しく侵した場合
2. 本会が除名した者と行動を共にするなど、除名された者が本会の会員であるかのような行動をした場合
3. 都府県本部の会長が除名された場合
4. 中央本部の理事が都府県本部から不当に除名された場合
5. 都府県本部の会長、副会長、事務局長が犯罪を起こした場合
6. エセ同和行為に関する取扱規則を侵した場合
7. 本会への会費を年度内に納めず、猶予期間である90日を過ぎても納めない場合

## (調査)

第3条 第2条の項目に該当する事案が発生した場合には、会長は速やかに組織対策委員会へ調査を命じることができるものとする。

なお、7項目の事案については、調査は必要とせず、猶予期間を過ぎた段階で活動を停止したと判断し、自動的に都府県本部を廃止するものとする。

また、会費未納で廃止処分になった都府県本部が復帰を求める場合には、廃止処分時に会長、副会長、事務局長の役職にあった者は、役職に就くことができないものとする。

## (調査事項)

第4条 組織対策委員会の調査は、該当する事案を客観的に裏付ける事実や資料の収集を行い、事案の解明を行うとともに、その解決策を協議して決定しなければならないものとする。

なお、組織対策委員会が必要と判断する場合には、該当事案の解明のため、懲罰を加える当事者から直接意見を聴取することができるものとする。

## (調査の報告)

第5条 組織対策委員会は、調査の結果と解決策を速やかに、執行部会に報告しなければならないものとする。

(解決策としての処罰)

第6条 組織対策委員会は、調査の結果を慎重に審議し、下記に示す処罰事項の中から、もっとも妥当と判断される処罰を意見具申できるものとする。

1. 都府県本部を廃止する
2. 本会より除名する
3. 中央本部の役職を剥奪する
4. 中央本部の役職を一時停止する

(執行部会の決定)

第7条 組織対策委員会からの調査報告と処罰の意見具申を受けた執行部会は、慎重に審議し、処罰を決定するものとする。

(処罰の決定)

第8条 処罰の最終決定は、中央本部の理事会とするが、緊急を要すると会長が判断した場合には、執行部会の決定を最終の決定とするものとする。

(処罰文書の送付)

第9条 処罰を決定した場合には、処罰の内容を記した会長名の文書を速やかに、処罰された者へ送付しなければならないものとする。

(不服申し立て)

第10条 処罰の内容に不服がある場合は、処罰内容を記した文章が届いてから、15日以内に文書にて不服を申し立てることができるものとする。

(不服申し立ての審議)

第11条 不服申し立て書の内容に正当性がある場合には、執行部会で審議し、処罰の内容を理事会に付託できるものとする。

(中央本部の決定の遵守)

第12条 中央本部が処罰を決定した場合には、都府県本部は中央本部の決定を遵守し、中央本部と同等の処罰をしなければならないものとする。

附 則

1. この規定は、2003年5月20日から施行する。